

平成26年度第2回 習志野市安全で安心なまちづくり協議会会議の概要

1	会 議 名	平成26年度 第2回習志野市安全で安心なまちづくり協議会
2	開 催 日 時	平成26年10月31日（金）午前10時から11時10分
3	開 催 場 所	習志野市役所 第4分室2階会議室
4	出 席 者	委 員：川村委員（会長）、小泉委員（副会長）、 田久保委員、加藤委員、鈴木委員 高見委員、飯田委員、佐藤委員、山田委員、 田中委員、児玉委員、増田委員、長谷川委員 事務局：企画政策部 諏訪部長、危機管理課 太田危機管理監、 塚本課長、佐々木主幹、石垣係長、大谷顧問 傍聴者：1名
5	議 題 及 び 会議の概要	1. 開会 2. 議事 （1）習志野市安全で安心なまちづくり基本計画答申案について （2）習志野市安全で安心なまちづくり実施計画（案）について 3. その他 ----- 会議の概要 1. 開会 2. （1）安全で安心なまちづくり基本計画答申案について 【議 長】 それでは、次第の2番目の（1）、習志野市安全で安心なまちづくり基本計画答申案について、事務局より説明をお願いいたします。 事務局より、資料に基づき次期安全で安心なまちづくり基本計画答申案作成までの経緯及び答申案の内容について説明。【議事資料（1-1から1-4）】 【事務局】 それでは、本日の議事であります、習志野市安全で安心なまちづくり基本計画答申案について、資料1-1から1-4にて説明します。まず資料1-1は、次期安全で安心なまちづくり基本計画を諮問した結果、協議会委員の皆様から出された意見と回答を一覧にしたものです。資料1-2はこれらの意見を包括した答申案です。資料1-3は意見と答申を踏まえ修正した基本計画案です。資料1-4は基本計画策定後の今後の予定です。この場では主な意見とその回答、答申案について簡潔に説明します。 それでは資料1-1をご覧ください。意見は3名の方から6つの意見をいただいております。1番目は保護者、地域、関係機関等との連携の充実の項目に「凶悪事件等が発生し、子どもの安全確保のために緊急的に広報する必要がある場合等における警察からの情報を伝達するための緊急連絡網を整備する」を追記するという御意見です。これについてはすでに防犯緊急情報ネットワークを制しておりますが、私立学校に関するルートが欠けていますので、ネットワークを拡充することを記載します。2番目は、登下校時など、子どもの見守りに関する施策に配慮をという御意見です。これについては「市民・事業者による声かけ等」については、記載してあります

ので、これに加え防犯緊急情報ネットワークを拡充することを記載します。3番目は、「高齢者等を対象とした施策について配慮いただきたい」という御意見です。これについては、市民・事業者による高齢者への声かけや訪問について記載します。また新たに「振り込め詐欺等対策」について記載します。4番目は、市の取り組みとして、高齢者を対象とした施策の実施の項目に、「振り込め詐欺をはじめとした犯罪被害防止等について、出来る限り多くの高齢者に注意喚起するための連絡手段や方法等を検討・整備する」を追記してはどうかという御意見です。これについて、防犯緊急情報ネットワークを拡充するとともに、防災行政無線や緊急メール等、具体的な手段を記載します。5番目は、犯罪被害に遭った場合にその情報や内容を収集し、広く市民に知らせることができれば犯罪被害を未然に防げると考える。振り込め詐欺等の電話を受けた場合に「情報をどこに報告するか」を計画に盛り込んではどういう御意見です。これについては、市民の取り組みとして警察に情報提供する旨を記載します。6番目は、市職員が防犯パトロールで犯罪に遭遇した場合、被害者の保護と警察へ通報することを記載しているが、市民及び事業者も同様の行動をとるよう定めてはどうかという御意見です。これについては、市民・事業者の活動として追記します。

次に資料1-2、答申案をご覧ください。いただいた御意見をまとめると、「情報伝達や連絡網の整備に関すること」「高齢者社会を見据えた施策に関すること」の2つです。この2つを答申案委まとめ、1つめは「高度情報化社会を見据えた施策」として、情報発信手段の明記、時代の流れに即した新しい情報は新手法の研究、防犯緊急情報ネットワークの有効活用と拡充について、留意・検討することとしました。2つめは「超高齢社会を見据えて施策」として、社会現象となっている「振り込め詐欺」と、今後クローズアップされる「空き家等の対策」に留意し、計画策定をおこなう形でとりまとめました。答申案を

次に資料1-3をご覧ください。答申案を反映させた基本計画案となります。意見を盛り込んだ部分については、基本計画案の中に太字でアンダーラインを引いております。詳細につきましては基本計画案にて確認をお願いいたします。

次に資料1-4をご覧ください。今後の予定ですが、本日、答申案をご審議いただき、内容を承認いただければ、11月7日に会長から市長へ答申書を提出します。その後、12月1日から12月26日までパブリックコメントを実施します。順調にいけば、1月下旬に計画策定を終了し、2月に予定している協議会において完成した計画を報告したいと考えております。その後、製本作業を行い3月中に配布したいと考えております。

■質疑等について

【議長】 ただいま事務局より、安全で安心なまちづくり基本計画答申案について説明がございましたが、質疑等がございましたらお願いします。

【A委員】 情報の発信ということで、無線の活用ということがありましたが、無線が聞こえないということがあります。そこら辺の対策はどのように考えているのか。また今後空き家対策の条例を作ると聞いているが、その中で高齢者への対応はどの様に考えているのか。

平成26年度第2回 習志野市安全で安心なまちづくり協議会会議の概要

	【事務局】 防災行政無線というのは、市内に 46 箇所子局がございます。子局というのはスピーカーだと考えてください。災害や行方不明の方が出たなどに流します。防災行政無線は屋外にいる方に対し周知を行うものです。屋内において窓を閉めている場合には聞こえない場合があります。またハウリングや輻輳してしまうなど聞きづらい場合もあります。これについては基本的に解消することはできません。そのため無線で流した内容を確認できるように、市としては電話でその内容を確認できる、自動応答装置を設置しております。これは音声での情報ですが、文字の情報としては、緊急情報サービスならしの、いわゆる緊急メールですが、無線で流した内容と同じものをメールで配信するシステムを取っています。携帯電話等で登録をしていただくと、文字情報として無線と同時に流れます。またホームページでも確認ができます。その他 J-COM 加入者の方は、テレビテロップにも流れます。ツイッターもあります。これらは、無線が流れた時は、同時に情報発信を行います。無線については聞き取りにくいところを調査して、子局を増やしているというのが実態です。 空き家条例についてですが、昨年度末に空き家条例を策定することを決めました。ただ空き家の状況として、習志野市の場合、すぐ倒壊し、付近の方に怪我をさせるというものは、近隣他紙に比べて非常に少ない。ただし 10 年間経つと、それがどうなるかわかりませんので、この計画は 10 年後を見据えて作っておりますので、そのことを含めさせてもらいました。空き家対策の大きな問題としては、建築の観点である建屋の部分と、環境の観点である敷地内の雑草、樹木があります。習志野市は草刈条例というものがありますが、これは空き地の草を刈るものとなっています。適用の範囲を広げ空き家の中のものも対応できるように考えています。建屋の部分は、代執行を含めたもので考えております。ただし国において、空き家条例に関する内容を検討中ですので、それを参考に作業してまいりたいと思います。 【A 委員】 空き家については理解しました。ただし無線については、結果的に外に出られない高齢者、詐欺にかかりやすい可能性がある方にはあまり効果がないということになってしまう。 【事務局】 無線と同じ内容を聞き取れる防災ラジオを高齢者中心に配布しておりますので、お申込みいただきたいと思います。市では 500 台準備し、障がい者や高齢者を中心に、今年度の配布が終わりました。ただし、効果測定をまだ行っておりませんので、その結果を見て、今後更に広げていくのか、別の手段を考えるのかということについて、検討したいと思います。 【議 長】 他に質疑ございましたら、どうぞ。 【B 委員】 防災無線について、完全を期すことは無理だと思います。ただ、内容がわからないのは困りますので、聞き取りにくい地域について集中的に周知を行うようにしてはどうか。 【事務局】 無線の音響調査については、平成 23 年度に行っております。難聴地域の解消については子局の設置を行っております。 【A 委員】 無線放送について、現在ゆっくりしゃべっているのですが、反響した際に聞き取りにくいのではないかと。 【事務局】 それは試験しております。放送技術が研究されている中で、現在のものが一番良いものだという結果になっております。 【議 長】 この他に質疑ございますか。無いようでしたら、いただいた意見を基に、事務局にて修正をお願いしたいと思います。
--	--

2. (2) 習志野市安全で安全で安心なまちづくり実施計画(案)について

【議 長】 続いて、次第の 2 の (2)、実施計画 (案) につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局より、安全で安心なまちづくり実施計画 (案)【議事資料 (2)】の説明。

【事務局】 実施計画につきましては、基本計画にて策定されました各種施策を受け、より細かい事業を設定し、具体的な取り組み方法や、目標数値などを記したものとなります。計画期間としては、基本計画の策定期間と同様に、平成 27 年度から平成 37 年度までの 11 年間といたします。第 1 期を平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間、第 2 期を平成 31 年度から平成 33 年度までの 3 年間、第 3 期を平成 34 年度から平成 37 年度までの 4 年間といたします。基本計画の策定に際しましては、現行の取り組みを行ったことにより、犯罪発生件数がピーク時より半減しているという一定の効果を得ていることから、現行の基本計画を踏襲するということで作業を進めてまいりましたが、実施計画においても基本計画と同様の方法にて作業を進めてまいりたいと考えております。次期の実施計画を策定するにあたり、非常に効果的であった事業については、継続または拡充を図るほか、今の時代背景にあったもの、また将来を見据えた対策を新たに盛り込み、より充実した内容にしていきたいと考えております。現在の作業状況といたしましては、昨日開催されました庁内の関係部署で組織しております「習志野市安全で安心なまちづくり連絡協議会」において、市が行う各種施策について、基本計画の答申案にございます、高度情報化社会、超高齢社会を見据えた施策を盛り込むこと、また現在実施している事業の見直しを行い、より効果的な取り組みを具体的な目標数値を設定したうえで、提案するよう依頼を行っているところです。また、本計画においては、市民・事業者が行う取り組みについても策定をしておりますので、協議会の皆様には、市民・事業者の立場から御意見を頂戴したいと考えております。実施計画に対する御意見につきましては、本日頂戴するとともに、各団体等にお持ち帰りいただき検討をお願いいたします。各委員よりいただきました御意見は、事務局にて取りまとめを行い、基本計画とともにご報告させていただきます。

■質疑等について

【議 長】 ただいま事務局より、基本計画策定にかかる今後の工程などについての説明でしたが、質疑等がございましたら、よろしく願います。

【各委員】 特になし

【議 長】 本日御意見が無いようであれば、お持ち帰りいただき 11 月 28 日までに所定の書式にて、意見有り、意見無しをご報告いただきたいと思います。

平成26年度第2回 習志野市安全で安心なまちづくり協議会会議の概要

		7. その他 【議 長】 その他として、何かがございましたら、事務局よりよろしく願います。 【事務局】 その他といたしまして、報告2点ございます。 1 つ目は、明日習志野文化ホールにて開催されます、習志野市市制施行60周年記念式典におきまして、川村会長、田久保委員、金子委員の3名が、平成16年から10年間にわたる活動が評価され、表彰をされます。誠におめでとうございます。 2 つ目は、平成17年に誕生しました「キラット・ジュニア防犯隊」が、今年で活動10年目を迎えておりますが、この活動が高く評価され、今月16日に行われました「地域防犯ボランティア県民大会」におきまして、県内21の防犯功労団体の代表者として表彰されております。以上報告です。 【議 長】 以上、議題につきまして審議を終了し、議長を降ろさせていただきます。 【事務局】 ありがとうございました。 それでは以上をもちまして、平成26年度第2回習志野市安全で安心なまちづくり協議会を終了いたしたいと思っております。長時間に渡りありがとうございました。 終了（11：10）
5	問い合わせ先	所管課名：危機管理課 電話番号：047(451)1151 内線 245